⑹　事業期間　事業契約締結日から令和31年３月31日まで。

⑺　実施形態

①　上記⑸に掲げる工事業務のうち整備工事業務は、土木工事標準積算基準書に定める局特別調査（臨時調査）及び見積徴収結果に基づく、資材単価及び歩掛について当該情報の提供を行う試行工事である。ただし、提供を行う資材単価は、当該工事における主たる資材とし、競争参加資格審査結果通知日までにとりまとまっているものに限る。

②　本事業は、一部標準積算基準の歩掛が設定されていないため、競争参加資格確認申請者に業務参考見積を依頼し、その平均的な見積を参考に歩掛を設定する。

業務参考見積提出に必要な見積条件は、入札説明書による。

⑻　本事業は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う事業である。

２　競争参加資格

⑴　応募者の構成

①　第一次審査資料を提出した民間事業者（以下「応募者」という。）は、１⑸に掲げる業務を実施することを予定する単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。

②　応募グループの場合は、構成される企業（以下「構成員」という。）の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。

なお、応募企業の場合は代表企業を兼ねるものとする。

③　応募企業又は応募グループは、契約締結までに本事業を行うためのＳＰＣを会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社として設立することを基本とする。

なお、応募企業又は応募グループの全ての構成員が一定の要件を満たす場合はこの限りではない。一定の要件とは、次のアからウまでの要件を全て満たす場合をいう。

ア　会計決算報告において、直近３期が債務超過でないこと。

イ　会計決算報告において、経常収支が３期連続で赤字でないこと。

ウ　３期以上の決算を迎えていること。

④　上記③のＳＰＣの設立において、代表企業及び構成員はＳＰＣに出資すること。

また、ＳＰＣへの出資については、次のアからウまでの要件を満たすこと。

ア　代表企業及び構成員は、ＳＰＣの株主総会における全議決権の２分の１を超える議決権を保有すること。

イ　代表企業の議決権保有割合が株主中唯一最大となること。

ウ　ＳＰＣの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでＳＰＣの株式を保有することとし、東北地方整備局の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

⑤　ＳＰＣを設立する場合は、応募企業又は構成員以外の者で、事業者より業務を受託し又は請負うことを予定する者（以下「協力企業」という。）についても、第一次審査資料の提出時に協力企業として明記すること。

なお、協力企業とは、ＳＰＣの設立において、ＳＰＣに出資しない企業のことである。

⑥　応募にあたり、代表企業、構成員又は協力企業それぞれが、１⑸に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。

なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。ただし、応募グループの場合は、同一の者又は相互に資本関係又は人的関係において関連のある者が１⑸に掲げる工事業務のうち既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務、整備工事業務（電線共同溝、道路、道路附属物の工事）の業務と１⑸に掲げる工事監理業務を実施することはできない。応募企業の場合は、１⑸に掲げる工事監理業務を資本関係又は人的関係において関連のない者に委託すること。なお、委託先については、下記⑸の要件を満たすこと。

また、１⑸に掲げる業務以外の業務を実施するその他企業は、実施する業務を明らかにすること。

⑦　代表企業、構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限までに代表企業、構成員又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、東北地方整備局と協議するものとし、東北地方整備局が変更を認めた場合はこの限りではない。

なお、調査・設計業務の結果、東北地方整備局が既存ストックの所有権を取得の上、これを活用する工事を行うこととなった場合は、東北地方整備局と協議し、東北地方整備局の事前の承諾を得た上で、既存ストック所有者に既存ストックに係る業務を直接委任することができる。

なお、この場合における、既存ストックに係る工事業務を行う者は、以下の条件を満足していることとする。

ア　東北地方整備局における令和７・８年度「通信設備工事」に係る一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。

イ　既存ストック所有者より業務委託受注の実績のある会社であること。ただし、既存ストック所有者の電気通信設備に影響を及ぼす場合がある工程については、当該工程の施工実績のある会社であること。

⑧　代表企業、構成員又は協力企業のいずれかが、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力企業でないこと。ただし、上記⑦に基づき、調査・設計業務の結果、既存ストックを活用することになった場合は、既存ストックに係る業務を委任する場合の既存ストック所有者及び既存ストックに係る工事業務を行う者についてはこの限りではない。

⑨　代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係において関連のある者が、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力企業でないこと。ただし、上記⑦に基づき、調査・設計業務の結果、既存ストックを活用することになり、既存ストックに係る業務を委任する場合の既存ストック所有者及び既存ストックに係る工事業務を行う者についてはこの限りではない。

⑩　上記⑥及び⑨において、「資本関係又は人的関係において関連のある者」についての詳細は入札説明書による。

⑵　応募者共通の参加資格要件　応募企業及び構成員並びに協力企業は、次の①から⑧までの要件を満たさなければならない。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　ＰＦＩ法第９条の規定に該当しない者であること。

③　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤　第一次審査資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、東北地方整備局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号、令和２年12月25日国会公契第22号にて最終改正）に基づく指名停止を受けていないこと。また、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年８月５日付け建設省厚契発第33号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）に基づく指名停止を受けていないこと。